

京都大学複合原子力科学研究所図書室利用要項

(平成22年3月8日所長裁定)

(趣旨)

第1条 この要項は、京都大学複合原子力科学研究所（以下「研究所」という。）の図書室（以下「図書室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書室資料)

第2条 図書室に、次の図書その他の資料（以下「図書室資料」という。）を置く。

- (1) 一般図書
- (2) 参考図書
- (3) 逐次刊行物
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他の資料

(利用者)

第3条 図書室を利用することのできる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の役員及び教職員
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 共同利用研究者及び共同研究者
- (5) その他図書室資料の閲覧、検索又は複写等を希望する者

(利用時間)

第4条 図書室の利用時間は、次の各号に掲げる日を除き、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (4) 本学創立記念日（6月18日）
- (5) 本学が定める夏季一斉休業日（8月第3週の月、火、水曜日）

2 前項の規定にかかわらず、学術情報本部長が特に必要と認めるときは、臨時に休室又は開室することができる。

(閲覧)

第5条 図書室資料を閲覧しようとする利用者は、所定の手続を経て、所定の場所で閲覧しなければならない。

2 図書室資料を利用者の閲覧に供するため、図書室資料の目録及びこの要項を、常時閲覧室に備え付けるものとする。

3 図書室は、次の各号のいずれかに該当する場合は、図書室資料のうち、それぞれ当該各号に掲げるものの閲覧を制限することができる。

- (1) 図書室資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記載されていると認められる場合 当該図書室資料（当該情報が記載されている部分に限る。）
- (2) 図書室資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合（当該期間が経過するまでの間に限る。） 当該図書室資料
- (3) 原本を利用させることにより当該原本の破損又は汚損を生じるおそれがある場合 当該原本

(貸出)

第6条 図書室資料の貸出を受けることができる者は、第3条第1項第1号から第3号までの各号に掲げる者とする。

2 貸出期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般図書 1か月

(2) 逐次刊行物 1 週間

- 3 貸出冊数は、前項各号の図書室資料合算で、1人10冊以内とする。
- 4 利用者は、貸出期間を厳守しなければならない。貸出期間を経過しても、図書室資料を返却しない利用者に対しては、一定期間貸出を停止することができる。
- 5 貸出期間を超えて引き続き貸出を受けようとする利用者は、他に貸出を希望する利用者がいない場合に限り、貸出期間を更新することができる。
- 6 貸出を受けた利用者は、その図書室資料を他の者に転貸してはならない。

(貸出手続)

第7条 図書室資料の貸出を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

(臨時の返却)

第8条 学術情報本部長が特に必要と認めた場合は、貸出中の図書室資料の返却を求めることができる。

(貸出しない図書室資料)

第9条 次の各号に掲げる図書室資料の貸出は行わない。

- (1) 参考図書
- (2) 視聴覚資料
- (3) その他学術情報本部長が指定する図書室資料
(研究室貸出図書)

第10条 学術情報本部長が指定する図書室資料は、研究室貸出図書として、利用者各自の責任において保管・使用することができる。

(文献複写)

第11条 利用者は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、所定の手続を経て、図書室資料の複写を依頼することができる。

(遵守事項)

第12条 利用者は、図書室の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 図書室資料、機器又は設備を汚損若しくは破損しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) その他、他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。

(紛失、汚損等の届出)

第13条 利用者は、図書室資料を紛失、汚損し、又は機器その他の設備をき損したときには、速やかに学術情報本部長に届けなければならない。

2 紛失、汚損又はき損した者には、弁償を求めることができる。

(利用の制限)

第14条 学術情報本部長は、この要項又は図書室の指示に従わない利用者に対し、利用を制限することができる。

2 閲覧室等が非常に混雑している場合等、図書室を利用させることにより研究所における研究・教育に支障をきたすおそれがあるときは、学術情報本部長が利用を制限することができる。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

第15条 図書室は、図書室資料に個人情報(京都大学における個人情報の保護に関する規程(平成17年達示第1号)第2条第1項に規定するものをいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施錠可能な設備への別置等物理的な接触の制限
- (2) 図書室資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するために必要な措置
- (3) 図書室職員に対する教育・研修の実施
- (4) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、学術情報本部長が

定める。

附 則

1 この要項は、平成22年3月8日から施行する。

2 京都大学原子炉実験所図書室利用規則（平成15年12月15日協議員懇談会制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成22年10月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年2月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。